委託型地域包括支援センター(加美)事業委託に係るプロポーザル実施要領

1 件名

委託型地域包括支援センター(加美)事業委託

2 目的

地域包括支援センター(以下「センター」という。)は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の規定に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助や支援を行うことを目的とした、地域包括ケアシステムの中核となる機関である。

福生市においては、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、民間事業者の力を活用し、より地域に密着した相談対応体制を確保する必要があると考え、現在、直営で運営している地域包括支援センター福生の業務委託を実施する。

3 委託期間

契約締結の翌日から令和4年2月28日まで センター開設打合せ期間 令和4年3月1日から令和4年3月31日まで センター開設準備・引継ぎ業務 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで センター運営業務

4 センター概要

名称	地区	高齢者人口 (令和3年3月31日現在)
福生市地域包括支援センター	加美地区(牛浜第一町会、志茂第一町会、志茂	約 4,500 人
加美	第二町会、本町第一町会、本町町会、本町中央町	
	会、本町第六町会、永田町会、長沢町会、加美町	
	会、加美平団地自治会)	

(1) センターの設置及び位置

センターは地区内に設置するものとし、利用者用の駐車場を1台以上確保すること。 設置位置は市民の方が利用しやすいように、担当地区の中心地や福祉バス停留所の 近隣にするなど利用者の利便性に配慮することが望ましい。

(2)職員の配置等

次に掲げるアからウまでの資格を有する専従職員各1名以上を含めた常勤4名以上を令和4年4月1日より配置すること。ただし、令和4年4月1日よりセンター運営業務が開始できるように、契約締結の翌日から令和4年3月31日までの期間は打合せや引継ぎができる体制を整えておくこと。

なお、アからウまでの職員が1名ずつ配置されていれば、もう1名の職種は問わない。

ア 保健師又は経験のある看護師(経験のある看護師とは高齢者保健福祉に関する公 衆衛生業務経験を1年以上有する者)

イ 社会福祉士その他これに準ずる者(福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上

又は介護支援専門員の業務経験が3年以上であり、かつ、高齢者の保健福祉に関する 相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者)

ウ 主任介護支援専門員その他これに準ずる者(「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者)

また、「第2層生活支援コーディネーター」「認知症地域支援推進員」を各1名配置すること。なお、センター常勤職員が兼務しても差し支えないこととする。

センターには、センター長を配置するものとする。センター長は、センター以外の 業務と兼務しても差し支えないこととする。

(3) センターの設備

事務室は受付及び簡易な相談に対応できるような、受付カウンターを設置すること。 相談者のプライバシーが確保される構造の相談室を設置すること。

センター事業を実施するにあたって必要な備品(従事者分の事務机及び椅子一式、 書類保管庫、パーソナルコンピューター、プリンタ、電話等)は受注者において配備 すること。

センターの看板及び案内板を設置すること。

地域包括支援センターシステムを使用するパーソナルコンピューター及びプリンタ については、発注者の指定する環境設定であることとし、インターネットに接続しな い環境を受注者が構築すること。なお、地域包括支援センターシステムのソフトウェ アについては、発注者が配置する。

(4)業務時間

月曜日から土曜日(祝日、1月2日から1月3日及び12月29日から12月31日までを除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

土曜日は、職員1名以上の出勤とする。

ただし、緊急時に電話連絡が可能な体制を整備しておくこととし、緊急連絡があった際には、必要に応じた措置を講じるものとする。なお、緊急時の連絡体制については、受注者の他施設との連携による対応としても良い。

また、業務時間外であっても、センター業務に係る各種会議や講座等の事業、地域の住民や関係団体の会議等には出席を求めることがある。

5 委託料

総額 127,083,000 円以内とする。内訳は次のとおりとする。

契約日の翌日から令和3年3月31日は、センター開設打合せ・準備・引継ぎ業務として、2,083,000円(税込み)以内とする。

令和4年4月1日から令和9年3月31日は、センター運営業務として、各年度当たり25,000,000円(税込み)以内とする。

委託料には、人件費、事務費、備品費、事務所使用料等を含む。

ただし、介護予防支援サービス計画費及び介護マネジメント費は、センターを受託する 法人の収入とすることができる。

6 委託業務内容

(1)介護予防ケアマネジメント事業(第1号介護予防支援事業)(法第115条の45第1 項ニ)

要支援1・2の方で、介護予防・日常生活支援総合事業のみを利用している方と介護予防、日常生活支援総合事業対象者の介護予防ケアマネジメントを一体的に実施し、要介護状態になることの予防と悪化防止を図る。

介護予防・日常生活支援総合事業における第1号介護予防支援事業については、福生市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成29年要綱第26号)に基づき実施するものとする。

(2) 指定介護予防支援事業

要支援1・2の方及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者の予防給付のマネジメントを一体的に実施し、要介護状態になることの予防と悪化防止を図る。

ただし、この指定介護予防支援の業務を行うため、法第 115 条の 22 の規定に基づき、市の指定を受けることとする。

また、業務の実施に当たっては、福生市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成27年条例第16号)を遵守するものとする。

(3)総合相談・支援事業(法第115条の45第2項第1号)

地域の高齢者が、住みなれた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、必要な支援を把握し、地域における適切なサービス、関係機関の情報の提供、関係機関への連絡調整等の支援を行う。

- ・初期段階での相談対応
- ・専門的・継続的な相談支援による支援計画の策定
- ・支援の実施に当たって必要となるネットワークの構築
- ・高齢者の心身の状況や家族の状況等についての実態把握
- ・高齢者が専門相談機関と連携できるよう支援
- 継続支援のためのモニタリング
- (4)権利擁護事業(法第115条の45第2項第2号)

高齢者が判断能力の低下、虐待、消費者被害等で地域生活に困難を抱えた場合、または高齢者自身が支援を拒んでいる場合、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう、市及び成年後見センターと連携して専門的・継続的な視点からの支援を行う。

- 成年後見制度の活用促進
- ・高齢者虐待への対応
- ・ 処遇困難事例への対応
- ・消費者被害の防止
- ・年1回程度開催される高齢者虐待防止連絡会議への参加 なお、高齢者虐待については、市の助言・指導のもと現場対応を行う。
- (5)包括的・継続的ケアマネジメント支援事業(法第115条の45第2項第3号) 地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、介護支援専門員、主治

医等の多職種相互の協働により連携し、包括的・継続的ケアマネジメントを実施する。

- ・地域の介護支援専門員と関係機関との連携体制の構築
- ・地域の介護支援専門員に対する個別指導・相談への対応
- ・地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例についての指導助言等
- (6) 在宅医療・介護連携推進事業(法第115条の45第2項第4号)

在宅医療・介護連携相談窓口として市民に対して相談業務を行い、各業務を通じて 把握した医療的な課題が存在する事例等への対応を推進する。

医療関係者とのネットワークを構築するとともに、ケース対応においては介護関係者と医療関係者が連携して高齢者を支援できるように調整を行う。

- ・入院、退院、入所、退所時の介護関係者と医療関係者の連携
- ・医療関係者との合同の事例検討会・勉強会等への参加
- ・市が開催する在宅医療・介護連携推進会議への出席
- ・西多摩医師会が主催するICTネットワークへの参加
- (7) 生活支援体制整備事業(法第115条の45第2項第5号)

第2層生活支援コーディネーターを配置し、サービス等を担う団体や事業所等と連携し、市とともに高齢者の生活支援の体制整備を行う。

- ・地域ケア個別会議を開催し、個別事例の検討をする中で地域課題の把握を行う。
- ・地域の高齢者支援のニーズと地域資源の把握及び支援とのマッチング
- ・関係者間のネットワーク、連携・協働の体制づくり及び働きかけ
- (8) 認知症総合支援事業(法第115条の45第2項第6号)

認知症の人が、本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症初期集中支援チームと連携し、認知症の早期診断・早期対応や、認知症地域支援推進員等による相談対応を行う。

- ・家族介護者教室を年1回以上開催する。
- ・認知症カフェを年1回以上開催する。
- ・認知症サポーター養成講座を年1回以上開催する。
- ・必要に応じて認知症サポーター養成講座(出前講座)へスタッフとして参加する。

7 提案内容

- (1) 運営理念
- (2) センターの設置予定場所
- (3) 収支計画
- (4) 応募事業者の福祉事業としての今までの実績
- (5) 人員体制
- (6) 三職種各1名をどのように確保する予定か。
- (7) センター運営業務の実施に当たっての応募事業者のアピールポイント
- (8)「家族介護者教室」「認知症カフェ」「認知症サポーター養成講座」の実施できる回数
- (9) 支援を必要としている高齢者の掘り起こしをどのように行う予定か。
- (10) その他、応募事業者による独自事業の提案

8 参加資格

- (1)経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定により更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てをしたとき、手形若しくは小切手が不渡りになった時等)にないこと。
- (2) 介護保険サービスを提供する(福祉用具貸与・販売のみは除く。)事業所を有する医療法人、社会福祉法人、一般財団法人、一般社団法人又は特定非営利活動法人のいずれかであること。
- (3) 法第 115 条の 22 第 2 項の規定(指定介護予防支援事業所の指定をしてはならない 事業所)に該当しないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (5) 国税(法人税、消費税)又は地方税(法人事業税)を滞納していないこと。

9 企画提案参加資格確認申請

この企画提案に参加を希望する者は、指定した提出書類一式を指定した申請場所に申請期間内に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

(1)申請期間

令和3年6月1日(火)午前8時30分から令和3年6月15日(火)午後5時15分まで(正午から午後1時までの時間帯を除く。)。ただし、土曜日及び日曜日を除く。

(2) 申請場所

福生市総務部契約管財課契約係

- (3) 提出書類
 - ア 企画提案参加資格確認申請書(指定書式)1部 福生市ホームページからダウンロードを行い、A4サイズで作成すること
 - イ 履歴事項全部証明書(登記簿謄本)※発行後3か月以内 1部
 - ウ 法人の財務状況に関する書類(直近3年分)各1部
 - エ 印鑑証明書 ※発行後3か月以内 1部
 - オ 納税証明書(直近年度のもので未納がないことが確認できるもの) ※発行後3か月以内
 - ・国税(法人税並びに消費税及び地方消費税) 各1部
 - ・応募者が所在する都道府県民税(法人事業税) 1部

10 参加資格審査結果の通知

企画提案参加資格確認の結果は、令和3年6月24日(木)に通知する。

11 仕様書等の貸出し

企画提案参加申請書等により参加資格確認後、仕様書等の貸出しを令和3年6月24日(木)に行う。

12 質疑の提出及び回答

(1) 提出期限: 令和3年7月9日(金)午前10時まで(必着)

本委託の内容等に関する質問は指定の質疑書に届出印を押印した原本(質疑書)をもって行うこと。FAX、e-mailによる質問も認めるが、その場合は、質疑書下段に記載してある番号、アドレスに送信後、契約管財課契約係まで電話にてその旨を連絡し、提出書類を提出する際に、届出印を押印した原本(質疑書)を提出するものとする。

また、電話・口頭での質問は受け付けないものとし、質問がない場合はその旨の連絡 は不要とする。

(2) 回答日: 令和3年7月16日(金)午後5時までにFAX又はe-mailにて全事業者へ通知する。

※質疑書の様式は、福生市ホームページの「入札・契約」⇒「書式一覧」⇒「入札書などの書式一覧」からダウンロードしたものを使用すること。

電 話:042-551-1539 (直通)

FAX: 042-553-4451

メールアドレス: f-keiyak@city.fussa.lg.jp

契約担当:契約管財課契約係

13 企画提案書等の提出書類

(1) 提出書類・必要部数

ア 企画提案書 原本1部、副本 7部

様式については任意とするが、「7 提案内容」についての内容を取り入れること。

イ 参考見積書(任意様式) 押印済み原本1部

※提示金額は税込みとすること。

※年度毎の内訳書を添付すること。

ウ 法人概要 7部

(2)提出期限等

ア 提出期限:令和3年7月26日(月)午後3時まで(必着)

イ 提出場所:福生市役所契約管財課契約係(庁舎第1棟5階)

ウ 提出方法:持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法 してください。

14 審査方法

(1) 書類審査及びプレゼンテーション

ア 日程 令和3年8月6日(金)(予定)

※令和3年8月6日(金)に行うプレゼンテーションの時間を、市から別途知らせる。 なおプレゼンテーション時間の決定については契約係への提出書類の提出順とする。

イ 場所 福生市役所 第1棟2階201会議室(予定)

ウ実施方法

企画提案についてのプレゼンテーションを実施し、15で示す審査基準に基づいて 審査し、最も優れている提案を特定する。 提案時間は30分(おおむね提案20分、質疑応答10分)とする。なお、機材等の 準備をする場合は、開始前に別途時間を設ける。

プロジェクター使用等のプレゼンテーションの方式は問わないが、全て事業所に て用意すること。

(2) 審査結果の通知

審査結果の通知は、受注候補者の特定後速やかに企画提案者全員に対して、プロポーザル審査結果通知書により通知するものとする。また、この企画競争によって特定された者は、最適なものとして特定しただけであり、この企画競争を経た後、契約を締結するまでは契約関係を生じないものとする。

15 審查基準

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

- (1) センター運営業務の安定的・継続的な実施が図られるかどうか。
- (2) センターの趣旨や設置目的を理解しているか。
- (3)人員体制は充実しているか。
- (4) 利用者の利便性に配慮した設置場所であるか。
- (5) 応募事業者における公募区域の強みがあるか。
- (6)「家族介護者教室」「認知症カフェ」「認知症サポーター養成講座」は年に何回程度開催できるか。
- (7)独自事業の提案は高齢者支援にとって魅力的か。
- (8) 地域包括支援センター事業に対して熱意はあるか。

16 日程

公告、募集開始令和3年6月1日(火)募集締切令和3年6月15日(火)図書配布令和3年6月24日(木)

プレゼンテーション令和3年8月6日(金)(予定)結果通知令和3年8月12日(木)(予定)契約締結令和3年8月31日(火)(予定)打合せ開始令和3年9月1日(水)(予定)

開設準備・引継ぎ 令和4年3月1日(火) ※早くなっても良い。

センター開設 令和4年4月1日(金)

17 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に著しく適合しないもの

- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、「5 委託料」を超過したもの

18 契約

受注候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

19 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 選定結果についての異議申立ては認めない。
- (5) 参加の意思がない場合には、契約管財課契約係に辞退届を提出すること。
- (6) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (7) 福生市情報公開条例(平成13年条例第30号)に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの受注候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

20 担当部署(提出・問合せ先)

福生市役所総務部契約管財課契約係

福生市本町5番地

電話 042-551-1539 (直通)